

**(仮称) 港区手話言語の理解促進及び
障害者の多様な意思疎通の推進に
関する条例(案)に盛り込むべき内容**

令和元年6月

港区

条例制定に向けた基本的考え方

(1) 条例制定の意義

- 区は、区民に障害者への理解を深めていただくため「心のバリアフリー」の推進をはじめとする幅広い啓発活動を展開しています。また、障害者の生活状況やニーズを踏まえ児童発達支援センターや障害者支援施設の整備等、障害福祉サービスの質の確保・向上等に重点的に取り組んでいます。
- 平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」を契機に、代理電話サービスやICTを活用した遠隔手話通訳サービス等の障害者福祉施策の取組を推進してきました。
- 一方、手話が言語であるとの認識や、多様な障害特性に応じた対応方法が十分には浸透していない現状があり、障害者が不便や不安を感じる障壁となっており解消する必要があります。
- 障壁の解消には、区のみならず、区民や事業者の理解が必要であり、社会全体で障害者の権利を擁護していくことが不可欠です。
- すべての人が自分らしく安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指すために、新たな条例を制定します。

(2) 検討の経過

- 条例制定に向けた検討にあたっては、平成30年12月から港区障害者差別解消支援地域協議会に専門部会を新たに設け、障害者団体等からのヒアリングを行うとともに意見交換を実施しました。さらに、港区障害者地域自立支援協議会において意見を伺った上で、条例に盛り込むべき事項を整理しました。

(3) 港区としての条例に盛り込むべき内容案の特徴

- 手話は、ろう者が日常的に使う独自の文法体系を持つ言語であることを認識して、ろう者の物事の見え方や表現の仕方を理解し、ろう者への伝え方や支援方法の理解を促進するため、区民意識の向上を図ります。その上で、手話を含めた障害者の多様な意思疎通の推進を図ります。
- 障害者の災害対策については、障害者団体等の意見を踏まえ、災害発生時に障害者が感じる不安を取り除くために、支援に携わる人々に対する障害特性の理解を促進することによって、災害対策における対応の強化を図ります。
- 区の責務として、職員に対して、手話が言語であることへの理解を深めることや、障害特性に応じた意思疎通を推進することに関する育成を図り、職員が自ら模範となり、率先して心のバリアフリーの推進を図ります。

前文の要旨

- ① 手話は言語であること及びその歴史的背景
- ② 障害者にとって不便や不安を感じる意思疎通の現状
- ③ 区として条例を制定する意義

- 手話は過去において、言語として認められず、また、ろう者への教育においても口話法が推進されるなど、手話を習得し使用することに多くの制約がありました。その中であって手話は、ろう者が意思疎通を図るために守り受け継いできた言語であるとの認識が必要です。
- 手話が言語であるとの認識や、障害には様々な特性があり、意思疎通のための手段や配慮も個々の状況によって異なることから、区民や事業者の間に障害者への配慮手段や障害種別ごとの対応方法について、十分には浸透していない現状があり、障害者にとって不便や不安を感じる障壁となっています。
- その障壁を取り除くために、手話が言語であることの認識を広げるとともに、手話が日本語と異なる文法や物事の考え方で育まれた独自の言語であるとの正しい認識を持つことが必要です。これらのことを考慮した上で、ろう者との意思疎通の際には、わかりやすい表現に配慮することが大切です。その上で、手話への理解が進むよう啓発を進め、さらに手話も含めた多様な意思疎通手段の利用の促進を図る取組が必要で
- 取組を進めるにあたっては、区のみならず、区民や事業者の理解が必要であり、社会全体で障害者の権利を擁護していくことが不可欠です。障害のある人もない人も、すべての人が自分らしく安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指すために、新たな条例を制定します。

1 目的・基本理念

(1) 目的

手話が言語であることの認識のもとに理解促進を図り、障害の特性に応じた多様な意思疎通を推進することに関し、基本理念を定め、区の責務並びに区民及び事業者の役割を明らかにします。
障害の有無によって、分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目的とします。

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、区として手話が言語であることの理解促進、障害の特性に応じた多様な意思疎通の推進を図るため、目的を定めます。
- 区として条例を定めることによって、障害の有無に関わらず誰もが、安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指します。

(2) 基本理念

- ① 手話は独自の言語体系を持ち、ろう者が物事を考え、意思疎通を図り、相互理解や文化を創造するために必要な言語です。また、ろう者が日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできた言語です。このような認識のもとに手話が言語であることの理解促進を図ります。
- ② 障害の特性に応じた多様な意思疎通の推進は、障害者の多様な意見及び要望に適合したものを、障害者自らが選択する機会が保障されることを基本として行います。

- 手話が言語であることの正しい認識を持って理解を深めることや、それぞれの障害の特性に応じた意思疎通の手段について、障害者が自分に合った手段を自ら選ぶことができるよう、区民や事業者の理解を求め、区として施策を積極的に進めるため、手話言語の理解促進と、障害の特性に応じた多様な意思疎通の推進の2つに分けて、基本理念を定めます。

(3) 定義

- ① 障害者
障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- ② ろう者
手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- ③ 言語
音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。
- ④ 区民
港区(以下「区」という。)の区域内(以下「区内」という。)に居住する者、区内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は区内の学校等に在学する者をいう。
- ⑤ 事業者
営利又は非営利の別にかかわらず、区内において事業活動を行う個人又は団体をいう。
- ⑥ 障害の特性に応じた多様な意思疎通手段
手話、要約筆記、点字、音声、拡大文字、触手話、指點字、ひらがな表記、サイン、写真、絵図その他の障害者が日常生活及び社会生活において使用する意思疎通の手段をいう。

※ ①障害者の定義については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)の定義で規定しているものと同様です。

2 区の責務と区民・事業者の役割

(1) 区の責務

- ① 基本理念に基づき、手話が言語であることへの理解促進及び障害の特性に応じた多様な意思疎通の推進に関する施策を推進します。
- ② 手話言語の理解促進及び障害特性に応じた意思疎通の推進に関して、職員の育成を図ります。

- 手話が言語であることについて、区民に分かりやすく理解してもらうため、啓発イベントなどを行います。
- 手話が言語であることへの認識のもと、障害特性に応じた多様な意思疎通の手段が選択できるようガイドラインなどを作成し、分かりやすく示します。
- 区の責務として、職員に対して、手話が言語であることへの理解を深めることや、障害特性に応じた意思疎通を推進することに関する育成を図り、職員が自ら模範となり、率先して心のバリアフリーの推進を図ります。

(2) 区民の役割

区民は、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めます。

- 障害者の多様な意思疎通手段を理解し、区とともに障害者が日常生活で抱える障壁を解消するためには、区民一人ひとりの協力が必要なため規定します。
- 障害のある方への意思疎通ハンドブックなどを作成し、日常的にどのような支援が有効なのか、区民にとって分かりやすく発信します。

(3) 事業者の役割

- ① 事業者は、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めます。
- ② 事業者は、事業を行うに当たり、障害の特性に応じた多様な意思疎通の推進により、障害者が利用しやすいサービスを提供し、及び障害者が働きやすい環境づくりに努めます。

- 港区は昼間人口が多く、多数の企業が活動しています。障害の有無に関わらず誰もが昼夜を通して、安心して暮らすことができる地域共生社会の実現のためには、事業者の協力が必要なため規定します。
- 事業者が事業を行う場合には、例えば、障害者との意思疎通の際にコミュニケーションボードを活用するなどの工夫をしてサービスを提供したり、障害者が働きやすいよう、スロープの設置などのバリアフリー化を行うなどの環境づくりを促します。

3 手話言語の理解促進

ろう者、手話通訳者、事業者及び関係機関と協力し、手話が言語であることの区民の理解を促進し、及び区民が手話言語を理解し、ろう者との円滑な意思疎通を可能とするための施策を推進します。

(1) 理解の促進

- ① 事業者及び関係機関が、言語としての手話に関する学習会等を開催する場合、その支援を行います。
- ② 学校等において、幼児、児童、生徒等に対し、手話が言語であることの理解促進に努めます。

- 手話が言語であることの認識を広く周知するため、区内の事業者が手話に関する学習会等を開催する場合、講師派遣などの支援を行うため規定します。
- 手話が言語であることの認識を広めるためには、幼児期からの取組が効果的であり、理解促進するための事業を実施するため条例に規定します。

(2) 情報の発信

手話が言語であることを区民に理解してもらうために、手話言語の理解促進に関する情報発信に努めます。

- 手話は音声言語（日本語）と同等の言語であり、独自の文法体系があることや歴史的背景などについて正しく理解が進むよう積極的に情報発信するため規定します。

(3) 手話通訳者の確保及び養成

手話が言語であることの区民の理解を促進し、ろう者との円滑な意思疎通を可能とするため、障害者、事業者及び関係機関と協力して、手話通訳者、その指導者の確保及び養成を行います。

- 手話は言語であり、ろう者と健聴者が円滑な意思疎通を図るためには、手話通訳者が不可欠です。しかし、手話通訳者の養成には時間がかかり、これまでの取組をさらに推進するため規定します。
- 手話通訳者の養成については、手話講習会等の充実を図るなど、関係機関と連携し取り組みます。

4 障害の特性に応じた多様な意思疎通の推進

障害者、意思疎通支援者、事業者及び関係機関と協力して、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段について、区民の理解を進めるための施策を推進します。

(1) 普及・啓発活動

- ①事業者及び関係機関が、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段に関する学習会等を開催する場合において、その支援を行います。
- ②学校等において、幼児、児童、生徒等に対し、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の理解の推進に努めます。

- 障害特性に応じた多様な意思疎通手段を理解し、また、広く周知するため、区内の事業者が学習会等を開催する場合、講師派遣などの支援を行うため規定します。
- 障害特性に応じた多様な意思疎通手段を理解するうえで、幼児期からの取組が効果的であり、理解を推進するための事業を実施するため条例に規定します。

(2) 情報の発信

障害者が日常生活及び社会生活において、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段に関する情報を容易に取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、情報発信の推進に努めます。

- 障害者の情報保障の向上を目指して、障害種別ごとの情報発信についてのガイドラインを作成し、情報バリアフリーの一層の推進を図るため条例に規定します。

(3) 意思疎通支援者の養成

障害者が、地域社会において安心して日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者、事業者及び関係機関と協力して、区内在住・在勤・在学者など、誰もが意思疎通支援者として、その手法を学び活用できるように、養成のための支援を行います。

- 障害種別ごとに異なる意思疎通の手法や活用の仕方について理解を深め、区内在住・在勤・在学者など区民一人ひとりが意思疎通支援者となることができるよう、区として事業者などと協力して、啓発イベントの開催や支援者養成のための講習会の講師派遣などの支援を行います。

5 災害対策の強化

(1) 災害発生時の対応強化

災害発生時等の非常時において、情報を円滑に取得することができるよう、障害の特性に応じた情報を発信するとともに、手話をはじめとする様々な意思疎通への支援を行うよう努めます。

- 東日本大震災をはじめ、日本各地で起こった様々な自然災害を教訓として、災害発生後また避難所生活中など、意思疎通支援の取組の充実が喫緊の課題です。非常時の際の意思疎通支援の在り方について規定し取組の一層の推進を図ります。
- 災害発生時の障害者の死亡率は全体の約2倍と高く、避難情報が遮断されることによる影響も指摘されています。
- 障害種別ごとの避難マニュアルの作成や情報伝達訓練など防災対策の更なる強化が必要なため条例に規定します。

6 施策の推進等

(1) 施策の推進

施策の推進を図るため、計画において定め、総合的に推進するとともに、進捗管理を行います。

- 様々な施策について目標を定め、障害者計画や障害者福祉計画で示し、計画的に取組の進捗管理を行います。

(2) 計画の実施

施策の策定及び実施に当たっては、関係機関と連携を図り、区民及び事業者と協働して取り組みます。

- 施策の実施に当たっては、医療機関や消防・警察などと連携し、区民及び事業者と、区が協働のもと意思疎通の理解促進を進めるため規定します。